

平成26年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成26年12月17日
午前9時45分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（15名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
 - 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
 - 日 程 3. 総務常任委員長報告について
 - 日 程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
 - 日 程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
 - 追加日程 1. 発議第 7号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書について
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1．建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） それでは、去る12月8日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、議案及び継続審査案件、委員会所管にかかる事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、本会議からの付託議案についてを議題といたしました。

1番、議案第52号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、今回の補正は、歳入歳出ともに人事院勧告に伴う給与改正及び人事異動による人件費の補正であるとの説明がされました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決されました。

2つ目として、議案第54号 平成26年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）、4月の人事異動による人件費関係及び人事院勧告に伴う減額補正であるとの説明がされました。委員より、11月17日の事前懇談会の日程と積算の関係について、水道課の職員について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決されました。

次に、継続審査について、1番目、都市基盤整備事業について、公共下水道事業に関することについてを議題といたしました。11月末の下水道工事進捗状況、公共下水道接続申請状況、融資あっせん利用数、浄化槽雨水貯留施設への転用申請についての説明報告をされました。質疑等はありませんでした。

次に、2番目として、都市計画道路の整備促進についてを議題といたしました。前回の委員会以降、特に報告する事項はないと報告されました。委員より、法隆寺線の供用時期と警察の許可関係について質疑等意見があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、JR法隆寺駅周辺整備事業について、前回の委員会以降、特別に報告する事項はないと報告がされました。委員より、スーパーの跡地について、法隆寺駅の

駅表示についての質疑、意見があり、理事者より一定の答弁がされました。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、議題といたしました。

1 番目、議案第 50 号 平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について、被災農業者向け経営体育成事業補助金を県が新たに交付するものである。次に、都市計画費寄付金として、自然環境の保全と活用及び風景の形成に寄附されました。次に、農業費農業委員会費では、農地台帳システム改修業務委託料、農業総務費では、人事院勧告及び人事異動による人件費の補正。地域農政推進対策事業費では、被災農業者向け経営体育成事業補助金。商工費、商工総務費では、人事院勧告及び人事異動による人件費の補正。土木費、土木管理費、土木総務費では、人事院勧告及び人事異動による人件費の補正。都市計画費、都市計画総務費では、人事院勧告及び人事異動による人件費の補正。いかるがパークウェイ事業の用地買収に伴い、土地開発基金用地を代替地として提供するため、土地開発基金から取得するための費用の補正。公共下水道事業では、公共下水道への繰出金の補正。景観保全対策事業費では、指定寄附金の財源振替による補正であると説明報告されました。質疑、意見等はありませんでした。

2 番目として、富雄川改修について、西安堵井堰補償契約の締結に伴う改修の予定について説明報告されました。委員より、4 か所の井堰の協議について、井堰の新設の種類について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3 番目として、斑鳩町営高塚団地の明け渡しについて、裁判所の判断がまだされていない状況であると説明報告されました。質疑、意見等はありませんでした。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、下司田地水利組合について、県、町道占用料について、河川の浚渫について、斑鳩 brunch の迷惑駐車について、斑鳩町庁舎の東町道北に上がる道路について、宿泊施設補助金制度について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、開会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程 2. 厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の

審査結果報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、開会中の12月9日火曜日に、全委員出席のもと厚生常任委員会を開催いたしましたので、その概要のご報告をさせていただきます。

まず、1番、付託議案について議題といたしました。その1、議案第33号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について、議案書の要旨に基づき説明を受けました。委員からは、1つとして、事務量に変更があるのか、2つとして、暴力団の把握の仕方についての質疑、意見があり、一定の答弁がされたのち、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

2点目は、議案第34号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例について。これについても、議案書の要旨に基づき説明を受けました。委員からは、1つとして、1号被保険者の人数と配置基準などの確認がされました。2つとしては、専門職の配置状況についての質疑、意見があり、一定の答弁がされたのち、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

3つめとして、議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、国保運営協議会の答申書を資料として提出を求めていたので、議案書の要旨と資料に基づき説明を受けました。委員からは、1つとして、国の補助をとれる滞納整理について、2つとして、加入者の所得状況の推移など調査しながら税率の定期的な見直しをすることについて、3つとして、今後の国保運営の課題について、4つとして、保険証へのジェネリック医薬品使用の印字について、5つとして、ジェネリック医薬品のさらなる普及、啓発について、6つとして、保険税の条例改正後の周知の方法と問い合わせに対する対応についての質疑、意見があり、一定の答弁がされたのち、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、4番目に、議案第46号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案書の要旨に基づき説明を受けました。委員から若干の質疑があり、答弁されたのちお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて5番目、議案第47号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案書の要旨に基づき説明を受けました。委員からは特段の質疑もなく、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

6番目として、議案第48号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書の要旨に基づき説明を受けました。委員からは特段の質疑はなく、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、7番目、議案第51号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について議題とし、議案書に基づき歳入歳出それぞれの補正について説明を受けました。委員からは特段の質疑もなく、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

8番目につきましては、議案第53号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案書に基づきまして歳入歳出それぞれの補正について説明がされました。委員から特段の質疑もなく、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、9番目、議案第55号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結について、議案書に基づき、低入札価格調査についても詳細な説明を受けました。委員からは、1つとして、ダイオキシン対策のレベルと工事内容について、2つとして、近隣の各自治会への対応について、3つとして、産業廃棄物の処理についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされたのち、お諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

以上が、付託議案についての報告です。

続きまして、2つ目の継続審査についてを議題といたしました。その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、安心サポートごみ収集事業の周知にかかわる今後のスケジュールについて報告を受けました。委員からは特段の質疑、意見もなく、一定の審査をしたということで終わりました。

続きまして、3番目の各課報告事項についてを議題といたしました。

1点目は、地域包括ケアシステムについてですが、提出されました資料に基づいて報告がされております。委員からは、1つとして、町内の事業者の状況について、2つとして、圏域の考え方について、3つとして、コーディネータとはどんな人が想定されるのか、また、資格の必要があるのか、4つとして、協議会の設置とあるが、現在ある地域包括支援センター運営協議会との関係についてなどの質疑、意見があり、一定の答弁がされております。

2つ目としましては、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第6

号)のうち、当委員会所管に関することについて報告を受けました。それに対しての委員からの特段の質疑はありませんでした。

続きまして、4番目のその他について、委員から質疑、意見をお受けしたところ、これについては特段の質疑、意見はありませんでした。

続いて、閉会中の継続審査についての手続きをすることを確認をして終わりました。

以上が、開会中に行いました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いをして、報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3．総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、小林委員長。

○総務常任委員長（小林誠君） それでは、12月10日に、本会議より付託を受けました議案等を審査するために総務常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告をいたします。

なお、本日のご報告では、時間の関係上、長時間にわたる審査を全て詳細にご報告することができませんので、詳細につきましては、会議録やお手元に配布させていただいております資料等をごらんいただきますようお願い申し上げます。

では、12月定例会の付議議案について、総務常任委員会に付託を受けた12議案全て満場一致で可決されたことをご報告申しあげ、各議案についてご説明させていただきます。

（1）議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について、水防法の改正に伴い、本法を引用する条項の整理を行うとともに、監査委員からご指摘を受けた、会議が成立するための定足数及び会議の議決要件を定めるなどの所要の改正を行うものであります。

次に、（2）議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、また、（3）議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、斑鳩町生涯学習推進協議会の廃止に伴う所要の改正であり、一括議題として審議をいたしました。また、各課報告事項であります（1）の斑鳩町生涯学習推進協議会規則を廃止することについても関連することでしたので、これもあわせて審議をいたしました。

内容は、斑鳩町生涯学習推進計画策定等のために設置した本協議会と社会教育委員会

議の所管事項について、重複する箇所があることから、事務の効率化を図るため、整理・統合を行うこととし、本協議会を廃止するものでありました。

次に、（４）議案第３８号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、（６）議案第４０号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、また、（７）議案第４１号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての３議案は、ことしの８月７日に行われました人事院勧告に準じ、法律が一部改正されたことに伴う所要の改正でありました。

次に、（５）議案第３９号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、会議の議決要件について定めるものでありました。

次に、（８）議案第４３号 斑鳩町学校週５日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例についてと、各課報告事項であります（２）の斑鳩町学校週５日制実施推進委員会運営規則を廃止する規則については、本条例と施行規則の関係でありましたので、あわせて審議をいたしました。

内容は、斑鳩町学校週５日制実施推進委員会の所期の目的を達成したことから、同委員会設置の必要性がなくなり、本条例を廃止するものでありました。

次に、（９）議案第４４号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、体育館での附属設備器具使用料について、ソフトバレー及びフットサルの用具を新たに定めるものであり、所要の改正を行うものでありました。

次に、（１０）議案第４５号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例について、史跡中宮寺跡整備検討委員会の会議の定足数を新たに定めるため、所要の改正を行うものでありました。

次に、（１１）議案第４９号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、児童扶養手当法の規定の一部が改正されることに伴い、児童扶養手当法を引用する条項の整理を行うものでありました。

最後に、（１２）議案第５０号 平成２６年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について、議案書に基づき、歳入歳出それぞれ説明がありましたが、詳細については省略をさせていただきます。委員からの質疑として、地域防犯重点モデル地区支援事業補助金でＪＲ法隆寺駅に設置される防犯カメラについて数名の委員からの質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

以上が、１２月定例会の付議議案に関する内容であり、審議の結果、当委員会として

は全て可決いたしております。

続いて、継続審査について、1つとして、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて議題とし、審査を行いました。理事者からは、斑鳩町文化財活用センターの今年度の入館者の状況についてご報告があり、一定の審査を行っております。

次に、各課報告事項について、(3) 斑鳩町生活交通ネットワーク計画(案)について、斑鳩町地域公共交通会議において、平成25年8月から協議を重ね、平成26年1月10日の第5回地域公共交通会議において、案として取りまとめられた計画について、資料をもとに詳細な説明を受けました。なお、この計画案については、来年1月にパブリックコメントを実施することになっております。

次に、(4) (仮称) 第3次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定について、第2次斑鳩町男女共同参画推進計画が、平成28年3月に推進計画の目標年次の終了を迎えることから、次期計画の策定スケジュールについてのご報告がありました。

(5) 教育委員会制度の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることについて、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであり、改正についての詳細な説明を受けております。

次に、(6) 少人数学級編制について、斑鳩町のこれまでの取り組みと課題を踏まえ、斑鳩町教育委員会において審議されたところ、現在30人を基準とした少人数学級の編制は、学習指導面、生徒指導面、学級運営面において一定の効果が見られているところであり、引き続き少人数学級の編制を継続していくが、小1プロブレムなどへの対応のため、小学校第1学年及び第2学年は現状のままとし、第3学年以降は学級規模を現状よりも大きくし、集団としての役割・機能を向上させていくこと、また、小学校第3学年以降の学級規模を中学校卒業まで統一することが適切であると判断され、来年4月から実施していくことの報告でありました。

次に、(7) 職員採用試験の結果について、一般事務職9名、幼稚園教諭1名の合計10名を採用したとの報告でした。

次に、(8) 消防関係の年末年始の行事予定について、(9) 生駒郡ツーデーウォークの開催について、以上が各課報告事項についてのご報告であります。

次に、その他について、各委員から質疑、ご意見等をお受けしたところ、委員から、1つとして、衆議院議員の事務従業者の募集について、2つとして、固定資産評価基準の中の特例についての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、開会中における総務常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第33号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第34号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第39号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、議案第42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の保険税改定では、医療分は変わらないものの、後期高齢者支援金分と介護納付金分で値上げとなります。資料によりますと、40歳から64歳までの加入者の場合、固定資産税がない場合の4人世帯で、2割軽減がかかる所得213万円、収入にすると330万円の家庭でも、現行の29万7,200円から34万1,800円に、年間4万4,600円もの増税になります。また、40歳未満と65歳から74歳までの加入者の場合では、固定資産がない場合の2人世帯で、2割軽減がかかる所得123万円、年収にすると201万6,000円の家庭で、現行の14万7,300円から15万6,800円へと年間9,500円の増税になります。

今回の改定では、単年度収支で見込まれる赤字分の値上げにとどめているとのことですが、上げ幅はかなり大きなものになっており、被保険者にとっては大きな負担増になります。また、先ほどの40歳から64歳のケースだと、収入の1割以上の保険税となっており、そもそも国民健康保険税自体が高すぎて、もはや払える金額ではなくなっています。それでも税金なので、皆さん何とかして納めていただいています。システム自体に大きな問題があると考えます。

これについては、国がこの間、費用負担を減らし続けていることが最大の問題です。

国民健康保険は、組合健保等に入れない方の受け皿的な役割を果たしており、どうしても所得の低い加入者が多くなります。そうした方々の命と健康を守るために国民皆保険制度のもとで存在しているのが国民健康保険制度であるはずなのに、その保険税によって逆に生活が脅かされるようなことがあってはならないと思います。

国は、さらに費用負担を減らすために、ことさらに保険制度であることを強調し、保険税で賄うことを強要していますが、国民健康保険は福祉としての役割を担っているものです。町としてできる支援は、今までのように一般会計からの繰り入れを行っていくことだと考えます。いろいろな声があるのも確かですが、この点については、国民健康保険中央会が出している運営協議会委員のための国民健康保険必携という書籍の中でこう書かれています。「国民健康保険事業は地域住民の福祉増進の一端を受け持つものであり、一般の福祉行政と無縁ではありません。一般の福祉行政と多分に重複したり、共同して行ったりする面があるわけです。そこでも、その部分の事業実施の経費、国民健康保険事業の独自の財源である保険料（税）や国庫負担のみで賄われることは、負担の公平という見地からどうかと考えられる部分もあるのです。この面では、必要に応じて、財源の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるべきではないか」とあります。もちろん、町の一般会計からも繰り入れできる金額も無尽蔵ではありませんから、優先順位をつけてやりくりしていかなければいけません。国民健康保険が福祉として役割を果たせるよう、国民健康保険中央会からこうした見解が示されていることを紹介しておきたいと思います。

国民健康保険財政が大きな赤字を抱え、町財政を圧迫していることも事実ですが、被保険者の負担がこれ以上ふえることについては賛成できません。最大の問題は国にあり、町におかれましては、住民の命と健康を守る立場から、国に対し、これまで以上に費用負担を求める声をあげていただくことを強く要望いたしまして、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

5番、伴議員

○5番（伴吉晴君） 私は、議案算42号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計の現状は、平成25年度の単年度決算は赤字に陥り、また、累積赤字も約4億8,000万になっています。

この現状で、町の説明によりますと、平成27年度から平成29年度の国民健康保険

特別会計の財政状況と今後の予想では、このまま国民健康保険税を改定しなかった場合、後期高齢者支援分で約1億4,000万円、介護納付金で約1億3,000万円の赤字となると見込んでおり、医療分で約1億1,200万円の黒字となりますものの、全体で、最終的には3年間合計で約1億6,800万円の赤字になってしまい、平成29年度決算には、累積赤字が年間の保険税収入とほぼ同じ約6億4,800万円に達することとなり、安定的な国保制度の運営を維持するためには、現状の制度では、税率の改定を避けては通れない状況になってしまうとのことです

これには、国民健康保険の財政が逼迫する要因がありながら、保険者の負担も大きい国の国民健康保険制度に問題があると言わざるを得ません。

また、近隣の自治体と比べてみますと、当町は、保険者の負担が低く抑えられてきたことが累積赤字の大きな要因となっており、今回の条例案での税率の改正後におきましては、近隣他町とほぼ同じような保険者への負担となっており、制度を維持するための必要最低限に抑えられております。

しかし、いろいろな要因があるにしても、負担を強いることには違いありませんし、赤字を累積させないように、今後は責任を持って適切な時期に保険税の見直しを図っていくことが大切と考えます。

最後に、町におかれましては、健全財政の維持と疾病予防にさらなるご努力をお願いするとともに、真摯に対応していただくことをお願い申しあげ、賛成の意見といたします。

議員の皆さまも私と同じように断腸の思いであろうとは推察いたしますが、国民健康保険の維持のために、本案に対するご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第42号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第43号 斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例についてをお諮りいたします

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第44号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第45号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第46号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第47号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第48号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第51号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第52号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第53号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第54号 平成26年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第55号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、満場一致で可決いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1. 発議第7号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程 1. 発議第 7 号を日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 1. 発議第 7 号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 2 番、辻議員。

○1 2 番（辻善次君） それでは、発議第 7 号につきまして、私のほうから提案していきます。

この意見書につきましては、去る 2 5 日、議会運営委員会のほうに請願をされまして、その中で、そのときは一応配布にとどめるということで、議会運営委員会で決まっておりますけれども、その後、今日までの情勢を見ますと、他の町村でも、6 0 キロ当たり 1 万を割るといふことの情報もありますし、生産に要する費用が 1 万円以上といふことで、かなり赤字もされる農家もふえています。また、町の農業委員さんの中でも、2 5 年米では、2 5 年から 2 6 年、1 5 0 万の減収、また、2 6 年産では 1 0 0 万円の減収ということも言われておりまして、その中で我々、中川議員と私で農業委員をさせていただいておりますので、この、第 6 回の農業委員会の総会でこのことを諮らせていただく中で、委員さん皆さんで、これを提出してほしいと、お願いしますというご意見もいただいておりますので、この意見書を提出させていただきます。

それでは、朗読させていただきます。

発議第 7 号

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書について

標記について、地方自治法第 1 1 2 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日提出

議会議員

中川 靖広

辻 善次

それでは、意見書を朗読させていただきます。

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2 0 1 4 年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を 4, 0 0 0 円程度下回る 1 2, 0 0 0 円台（1 俵 6 0 キロ）」などと取り沙汰

され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとの、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない事態にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の食料部会で、今年6月末の在庫が2年前に比べて75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理を実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

奈良県斑鳩町議会

よろしくご賛同お願いいたします。

○議長（中西和夫君） 本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今、朗読をもって提案説明をいただきましたけど、ちょっと読んでいても何かわからないところもありますので、少しだけちょっと聞かせてほしいんですがね。中段から下、「そもそも」のところからなんですが、「政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります」と、原因がね。それと、『また、「攻め」』、改めじゃなくてね、『「攻め」の農政改革で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています』。この『「攻め」の農政改革』と、この「追い打ちをかけている」状況というのは、もう少し私らにもわかりやすいようにちょっと説明してほしいんですが。別にできないんやったらできないで結構ですな

んけどね、お願いいたします。

○議長（中西和夫君） 提出者の方。

12番、辻議員。

○12番（辻善次君） この文章につきましては、先ほど言いましたように、農民運動奈良県連合会から提出されておりました、この文書をもって、一応我々農業委員会のほうで提出させていただきました。農業委員会のほうでこれをお願いしますという文書でございます、この『「攻め」の農政改革』というのは、これからまた勉強させていただきます。今のところちょっと、もう少し勉強したいということで、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ちょっと退席させていただきます。

○議長（中西和夫君） それでは、本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号については、満場一致をもって可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、日程4．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程5．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は。

5番、伴議員。

○5番(伴吉晴君) 先ほど、議案第42号の討論のときに、私が、「制度を維持するための必要最低限」というようにしゃべったと自分では自覚しておったんですが、どうも「必要最大限」と言ってしまったようなので、大事な部分ですので、議事録の訂正をお願いします。

○議長(中西和夫君) 訂正ですね。わかりました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

○町長(小城利重君) 平成26年第4回町議会定例会の閉会にあたり、一言挨拶を申し上げます。

去る12月1日の開会から本日まで、斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例についてなど26議案を提出させていただきましたところ、終始熱心にご審議いただいた結果、全て原案どおり可決、ご承認を賜りまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

衆議院議員総選挙も終わり、24日には特別国会が召集される予定となっております。町においては、新年度予算の編成作業のさなかであります。国や県と連携を密にしながら、さまざまな制度等の情報収集に努め、予算編成に鋭意取り組んでまいりたいと思います。

平成26年も残すところあとわずかとなりましたが、寒さも一段と厳しさを増す時期でもあります。議員皆さまにおかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上、よいお

年をお迎えいただきますよう念じまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成26年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前10時40分 閉会 ）